

裁判官の報酬の減額について

第1 憲法との関係

- 1 裁判官の報酬の減額について、憲法第79条第6項及び第80条第2項は、「在任中、これを減額することができない。」と規定している。このことから、国家財政上の理由などに基づく措置として、一般的に法律を改正して全裁判官の報酬の減額を行うことが許されるか、が問題となる。
- 2 これらの憲法の規定は、裁判官の職権行使の独立性を経済的側面から担保するため、相当額の報酬を保障することによって裁判官が安んじて職務に専念することができるようになるとともに、個々の裁判官の報酬の減額については、当該裁判官に何らかの圧力をかける意図でされるおそれがあることから、これを禁止した趣旨の規定と解される。

そうであるとすれば、民間企業の給与水準との均衡等を図るための措置として、立法府・行政府の公務員の俸給が減額される場合に、法律によって一律に全裁判官の報酬について相応の減額を定めることとしても、三権の均衡を害して司法府の活動（裁判官の職権行使）に影響を及ぼすことではなく、これらの規定の趣旨に反することにはならないことから、このような減額は憲法上も許されるものと解するのが相当である。
- 3 今回的人事院勧告は、近年の経済情勢の下で民間企業における給与水準が著しく低下している状況や物価・生計費等についての調査結果を併せ考慮し、国家公務員の給与水準を社会一般の情勢に適応させるため、国家公務員全体の本俸を引き下げる内容のものとなったものである。

これに、人事院勧告自体の政治的中立性を併せ考えると、今般の人事院勧告の政府による完全実施、つまり、行政府の国家公務員の給与引下げに伴い、国家公務員全体の給与水準の均衡等の観点から、法律によって一律に全裁判官の報酬について相応の引き下げを行うことは、個々の裁判官に何らかの圧力をかけることを企図したものとはいえず、三権の均衡を害して司法府の活動に影響を及ぼすこともないといえるから、憲法第79条第6項及び第80条第2項の減額禁止規定に違反するものではないと解される。

第2 裁判所法との関係

- 1 裁判所法第48条は、「裁判官は、公の弾劾又は国民の審査に関する法律による場合及び別に法律で定めるところにより心身の故障のために職務を執ることができないと裁判された場合を除いては、その意思に反して、免官、転官、転所、職務の停止又は報酬の減額をされることはない。」と規定している。
- 2 しかしながら、この禁止規定も、憲法第79条第6項及び第80条第2項と同様に、個々の裁判官が不当な圧力を受けることなく安んじて職務に専念することができるようにするため、個々の裁判官に対する個別の処分として行われる「報酬の減額」を規定したものと解される。

したがって、これらの規定は、法律によって一律に全裁判官の報酬について相応の引き下げを行う場合を規定の対象とするものではないと解するのが相当であり、今回の人事院勧告に基づく行政府の国家公務員の給与引下げに伴い、国家公務員全体の給与水準の均衡等の観点から、法律によって一律に全裁判官の報酬について相応の引き下げを行うことは、裁判所法第48条の適用対象ではなく、個々の裁判官の同意を要するものではないと解される。

かと考える。要は、憲法の右越旨からみて、裁判官の地位の独立を危うくするおそれがあるか否かによつて決すべきである。

この減額の禁止の趣旨は、いさまでなく個々の裁判官に安定した一定額の報酬を保障することにより経済的事情に左右されることなくその職務に専念できるようにすることにある。その意味で、この保障には個々の裁判官に対する個別の保障である。したがつて、国家財政上の理由などに基づくやむをえない措置として、法律により、一般的に全裁判官の報酬の減額を定めることは許されると解される(この見解に対しても、その場合も個々の裁判官にとつては報酬の減額にほかならないから許されないとし、またそのような場合には少なくともその法律の施行後に任命された裁判官についてのみ、その適用が許されるとあるから、本項が右のような一般的な減額の禁止まで要求してゐるものとは解されない)。ただし、この場合においても、立法部・行政部の公務員については減額せず裁判官についてのみ減額することは、立法権・行政権に対する司法権の均衡を害し、全体としての司法部の活動に影響を及ぼすこととなるから、許されないと解される(法律により、裁判官の報酬に対してのみ特別の高額の所得税を課するというようなことも同様である。これに反して、法律により一般的に所得税額が引き上げられた結果、裁判官の実質的収入が減少することとなる場合は、本項の減額に当たらないことはいうまでもない。さらに貨幣制度の改革により貨幣単位の名目額が低下し、その結果として裁判官に当たらないことともいうまでない)。

鶴岡信成「要説憲法」一八八頁
裁判官に一定の報酬が保障されることの根拠は、他の権力によってその地位に対する干渉が加えられず、自由に、自己の良心に従つて、右の目的み職務を行うことができるようにすることがある。従つて、右の目的に反しない場合には、減額も可能である。例えば、貨幣価値の変動や国家財政上の理由に基き、すべての国家公務員に対して一様に報酬を減額する如きがこれである。これに反して、個々の裁判官に対する報酬はもとより、すべての裁判官に対する一般的な報酬減額の場合にも、それが裁判官だけに対する特別の扱いであれば、右の理由から許されると解すべきである。

樋口陽一外「注釈日本国憲法下巻」一九六頁

個々の裁判官の報酬を減額するのではなく、財政上の理由などにより、法律を改正して一般的に全裁判官の報酬を減らすことは、本項によ照して許されるか。この点については、本項の保障は個々の裁判官に対する個別の保障であり、裁判官の報酬制度を改め裁判官たる職一般に対する個別の保障ではないとする説(A説=佐藤・註釈一〇三〇頁)と、一般的に裁判官の報酬を減らす措置は、個々の裁判官にとつてみれば、やはりその破壊的減額にほかならないから、本項に違反する、と解する説(B説=宮沢・コメ六・五九頁)とがある。A説が妥当である、しかし、A説においても、立法・行政部の公務員については減額せず裁判官の報酬のみを裁判官全部について減額するといふような場合には、二権の均衡を害し全体としての司法部の活動に影響を及ぼすから、そのような措置をとることは許されないとされている(佐藤・註釈一〇三〇頁、註解・一・九六頁)。

平野太郎「裁判所法精義」六〇頁

一般官吏には減額をせず、または低い水の減額をしながら、裁判官の報酬のみを減額したり、または一般官吏より高率の減額をすることとは、違法であるが、經濟情勢の推移により貨幣価値が著しく上昇したとか、國家財政の緊急状態を救うためとかの事情により裁判官のみならず一般官吏に一律に給与の減額をすることのごときも、許されないものかどうかは争いがある。憲法の趣旨は、裁判官にその地位にふさわしい相当額の報酬を確保することによつて、その地位を保障しようとするものであることにかんがみるときは、右のような措置のことごとくが憲法違反であるとすることは、いささか當を得ないのでないのではないか